

京都市建築基準法施行細則及び京都市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○京都市建築基準法施行細則</p> <p style="text-align: right;">平成元年 7 月 1 日 規則第39号 (略)</p> <p>第 1 条～第 7 条 (略)</p> <p>第 8 条 国、都道府県若しくは建築主事を置く市町村の長又はこれらの委任を受けた者が、<a href="#">法第18条第 2 項</a>（法第87条第 1 項、第87条の 4 又は第88条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により通知しようとするときは第 3 条の規定を、<a href="#">法第18条第 3 項</a>（法第87条第 1 項、第87条の 4 又は第88条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認済証又は<a href="#">法第18条第12項</a>（法第87条第 1 項、第87条の 4 又は第88条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による通知書の交付を受ける前に当該通知を取り下げようとするときは第 6 条の規定を、<a href="#">法第18条第 3 項</a>の規定により確認済証の交付を受けたときは第23条、第24条及び第26条の規定を準用する。</p> <p>第 9 条～第33条 (略)</p>	<p>○京都市建築基準法施行細則</p> <p style="text-align: right;">平成元年 7 月 1 日 規則第39号 (略)</p> <p style="text-align: right;"><a href="#">改正 令和 6 年 1 0 月 3 1 日規則第 2 3 号</a></p> <p>第 1 条～第 7 条 (略)</p> <p>第 8 条 国、都道府県若しくは建築主事を置く市町村の長又はこれらの委任を受けた者が、<a href="#">法第18条第 2 項又は第 4 項</a>（<a href="#">これらの規定を</a>法第87条第 1 項、第87条の 4 又は第88条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により通知しようとするときは第 3 条の規定を、<a href="#">法第18条第 3 項又は第 4 項</a>（<a href="#">これらの規定を</a>法第87条第 1 項、第87条の 4 又は第88条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認済証又は<a href="#">法第18条第13項</a>（法第87条第 1 項、第87条の 4 又は第88条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による通知書の交付を受ける前に当該通知を取り下げようとするときは第 6 条の規定を、<a href="#">法第18条第 3 項又は第 4 項</a>の規定により確認済証の交付を受けたときは第23条、第24条及び第26条の規定を準用する。</p> <p>第 9 条～第33条 (略)</p>

附 則

(略)

附 則

(略)

附 則 (令和6年10月31日規則第23号)

この規則は、令和6年11月1日から施行する。